唐代後半における社會變質の一考察

在地勢力の成長 郷里制の崩壊

は じ

め

權力機構への接近

科擧制度と官僚化の志向

愛

宕

元

六 五 四 科學應試の意味

士庶混同と新しい士人的タイプの析出

は じ 8 に

この新しい社會的階層の具體的な姿の一端にでもふれられれば、というのが本稿の意圖するところである。 もなって、既成の諸階層のうちより、質的に異なった存在が析出され、新たな社會的階層として自らの存在を主張し始める。 ティックな印象を我々に與える。ところが安史の亂を一つのメルクマールとして、唐朝を支えるあらゆる體系的なものはゆら 唐朝が建國されて以來、もろもろの制度面において見事な體系を創設し、その上に安定した體制を築きあげたという點がスタ 唐代後半期は、その前半期をスタティックな時代と見なしうるならば、まさにダイナミックと特徴づけることができよう。 崩壊への過程へと向う。 既成の社會的諸關係が、 制度的に形骸化して現實との乖離度を深め、社會階層の流動化現象にと

郷里制の崩壊

唐代の地方行政制度の末端はいうまでもなく縣であり、縣の下に鄕・里・保・鄰と呼ばれる戸敷によって段階づけられた組

織が設けられ、唐朝權力の貫徹が意圖されていた。

百戸を里と爲し、 五里を郷と爲す。兩京及び州縣の郭內、分ちて坊と爲す。郊外は村と爲す。里及び村・坊には皆正あり。

以て督察を司る。(唐六典卷三戸部の條)

國的にほぼその規定どおり施行されていたと考えられる。里には責任者として里正が置かれた。(4) るわけではない。ただ、制度的には唐代中頃の玄宗朝(八世紀前半)において、「百戸を里とし、(3) 百戸を里とし、五里すなわち五百戸を鄕とする鄕里制は、あくまで人爲的な行政區劃であり、自然集落とは必ずしも一致す 五里を鄕とする」鄕里制は、

當里に人なくんば、比鄰の里に於て簡用するを聽す。其の村正は白丁を取りて充つ。人なき處の里正等は、並びに十八以 諸もろの里正は、縣司が勳官六品以下、(もしくは)白丁の淸平にして强幹なる者を選びて充つ。其の次を坊正と爲す。もし、 上の中男・殘疾等を通取して充つ。(通典卷三食貨三郷黨の條)

鄕においては耆老、もしくは父老と呼ばれる者が置かれた。

鄕に耆老一人を置く。耆年にして平謹なる者を以て、縣がこれに補す。また父老と曰う。(通典卷三三職官一五鄕官の條)(6)(6)

握するために精密な戸籍が必要とされる。そこで、戸籍作成の原資料となるべき手實、及び計帳がまず里において作られねば 地方行政區劃の最末端としての郷・里に課せられた最大の責務は租税收奪のための機能である。 各郷・里における人民を把

ならなかった。

凡そ里に手實あり。歳終に民の年と地の闊陿を具して鄕帳を爲り、鄕は縣に成し、縣は州に成し、州は戸部に成す。(ご (新

唐書卷五一食貨志一

里 一内の各戸主に戸口・田宅に關する申告書である手實を里正にまで提出させ、里正が鄕に送り、鄕で計帳が作成されて、こ

れに基づいて戸籍が作成されるのである。すなわち、

歳ごとに一たび計帳を造る。三年に一たび戶籍を造る。縣は籍を以て州に成し、 州は省に成し、 戸部は總べて領す。(8)

(六典卷三戸部の條)

的方式がとられているのである。

とあるように、毎年鄕で作成される計帳は、三年ごとに縣がまとめて戸籍を作り、州を經て戸部に送附されるという中央集權

このように整備されていた郷里制も、 類す。云々」。(新唐書卷一一八李渤傳) (李樹) 上言すらく、 「渭南の長源郷、 安史の亂を經た唐代後半期に至ると、逃亡戶の增加などにより、 戸四百。今は纔かに四十。**瓊**鄕(縣) 戸三千。而るに今は千。它の州縣も大抵これに 大きく變化してくる。

を大幅に下まわって、一郷のもとに把握される戸敷が二百戸前後という郷が再編成されてくるのである。白氏長慶集卷四十六(m) 制を維持しようとする努力がなされる。すなわち、元和の頃には郷の再編の形跡が認められ、一郷=五百戸という戸令の規定 に見える「策林二」の「人の困窮は君の奢欲による」の條には わらず、唐朝權力が一般人民を把握する手段は鄕―里という組織以外にないがゆえに、その構成編戸數を縮小してまでも鄕里 は著しく減少し、鄕里制の實質は形骸化しつつあった。もはや本來の意圖された機能を十全に果し得なくなっているにもかか この有名な李渤の上言に端的に見ることができるように、元和年間(八〇六~二〇)には、州縣が直接把握できる管下の編戶數

郷吏は村胥に傳う。然る後、 蓋し以うに、君主の命は左右に行なわれ、 、人に至る。 左右は方鎭に頒つ。方鎭は州牧に布し、 州牧は縣宰に達す。縣宰は鄕吏に下し、

とあり、 九世紀中頃の支配系統は藩鎭勢力の介在を認めつつも、 郷里制の存在を示している。それでは規模を縮小して再編さ

東

れた郷里制は十分に機能し得たのであろうか。

は もし縣に下して後、 なる者は終日船を牽けり。今卽ち自ら板簿手に在り、輪轉差遣するを以て、 蓋し以うに、 赤帖に徧着し、 承前、 但そ使の來るあらば、卽ち帖を出して夫を差す。所由が帖を得れば、富豪なる者は終年閑坐し、貧下 縣令が案に付し、案司が帖を出して里正に分付すれば、 懷中藏却し、巡門掠歛して、もっぱら貧者に徧ねくし、 黠吏ありと雖も、 即ち差來を被らしむ。云々。(獎川文集卷十三「汴(ユ) 一郷に只兩夫を要むるも、 情を用いるあたわず。(中略) 事は一鄕にありて

州從事に與うるの書し

不正が多く介入するために、 九世紀前半期の汴州境内における牽船夫の徴發にあたって、 州から直接に命令を出すことの有效性を説いたものである。また、 州―縣―里の支配系統に從って命令を出せば、 白居易が杭州刺史であった長 それだけ所

慶四年(八二四)の次の記事、

の苗、 狀が司に入り、 若し歳早に百姓が水を請わば、 及ぶ所なきなり。云々。 符が縣に下り、 須らく州を經て狀を陳ぜしめ、 縣が郷に帖し、郷が所由を差すを待たば、ややもすれば旬日を經ん。水を得と雖も、 刺史自ら便ち所由に帖を押し、 即日に水を與うべし。 早田 若し

であるが、二、三の刺史の個人的志向がどうであれ、 ここでも、 行政上の組織としての機能は著しく阻害されている。 -里という體系は存在はするものの、その非能率にして、 州―縣―郷の系統に從った行政措置がいかに非能率なものであるかがはっきりと示されている。つまり、州―縣 現實には形骸化した郷里制が依然として利用されねばならなかったであ したがって、 かつ里胥・鄕胥などの所由的存在の介入による不正行爲によっ 刺史みずからが直接人民を把握しようと努めているの

ろう。

制度上の郷里制が崩壊する過程で、 現實の鄕村內部での支配關係、 さらにはより上部機構との關係はどのように變質してゆ

くのか。

在地の土地所有關係から考えてみることにする。

たものと考えられる。もちろん、均田農民が大部分を占める一般の鄕村では、鄕の耆老のような村落共同體の指導者的な存在(5) は、それ自體の役割を果たしてはいた。 がその所有地の周邊で果たす役割は、 は前代からの所有權の安堵を意味するものであった。つまり、その所有者は南北朝以來の貴族層にほかならず、 つ存在であった。 唐初以來、 均田制のもとで併存していた大土地所有は、官人永業田のごとき名目で、
 唐國史補卷上に 南北朝期の士大夫理念との關連において、唐代前半期でも無視し得ぬ影響力をもってい(4) しかし、 數郷のまとまりからなるような地域社會では、 田令においても公認されており、 貴族層は少なからぬ比重をも かれら貴族層 それ

天寶の亂に汝濆より大いに鄰里を率いて、南のかた襄漢に投ず。保全する者千餘家。

は、 と見えているように、千戸以上という數鄕を包括する地域社會の人民を統率し、安史の戰亂を避けて移住を敢行している事實 平時での士大夫層の鄕村における指導力、 影響力を十分に推察させるものである。

なかで、在地との諸關係は當然のことながら稀薄にならざるを得なかった。一例をあげると、元和三年(八○八)の「賢良方正 しかし、この士大夫層は安史の大巤を一つの大きな契機として、 本貫地での所有地を喪失し、 同時に官僚化への强い傾向の

直言極諫策」についての皇甫湜の「對」に、

歸せざる者は一に皆復貫せしめ、 乾元(七五八~五九)以還、 版籍斯に壊れ、 留まるを願う者は、 所在に游寄し、從う所を知るなし。 則ち籍に着け、云々。(皇甫持正文集卷三) 伏して請うらくは、 天下の人士に勅し、 未だ

唐代後半における社會變質の一考察

情況を髣髴させる野史類について見ると、例えば、太平廣記卷三六九「元無有」の條に、亂後の情況の一端を次のように描 とあって、 「天下の人士」、 すなわち士人層の本貫地からの流離が安史の亂以後、 大きな社會問題となっている。

兵荒の後、人戸多く逃る。遂に路旁の空莊に入る。云々。(3) 寶應中(七六三)、 元無有あり。常て仲春の末を以て、獨り維揚の郊野を行く。 日の晩るるにあい、 風雨大いに至る。 時に

され、自己の所有地を手離したり、借金のかたにせねばならなかった。因話錄卷四の このような所有者が流離して放棄された莊園は各地に存在していたと考えられる。さらに士人層は商品經濟の發展にとり殘

問するに、悉く云う、賣却せりと。云々。 (9) 李公(巽)、故人の子弟の來投するあり。落拓して事えず。李公、舊時の別墅及び家童の技ある者、 **圖書の名あるものを**遍

く姿を描いている。こうした士人層の沒落傾向による本貫地からの游離が、在地での土着勢力の擡頭を促進する大きな要因と なったのである。 と見えている話は、士人層がその經濟的基盤である所有地のみならず、奴婢、書籍などのあらゆる財産を喪失し、沒落してゆ

ばれる存在がこれである。では具體的に土豪とはどのような存在なのか。太平廣記卷一七二の「孟簡」の條にその一典型を見 使に誣告するに至るのである。 する前任縣尉の妻を童僕や村婦を動員して殺害せしめ、さらには、 れる人物が登場する。彼は以前に居住縣(越州諸監縣)の官になったことがあり、自己の罪を隱匿するために、退官後縣界に寄住 ることができる。ここには莊園を所有し、童僕十餘人、村婦二十餘人を意のままに驅使する甚だ富裕な「土豪百姓」と表現さ 上着勢力は新たに築きあげた土地所有を基盤として、 莊園の所有者であり、 一族十餘口がそこに同居し、少なくとも十數の僮僕と呼ばれるような存在を使役していること。 この記事から土豪を在地での土着勢力たらしめている要素を抽出するならば、 在地の内部から鄕村支配を構築してゆこうとする。所謂「土豪」と呼 前任縣尉の告訴に先手をうって、直接に州府に行って觀察 次のようになる。

および隣接する鄕村の女たち二十人以上を意のままに動かせるだけの强い支配力を有すること。(鄕村に對する支配力の强さを

豫想させる。)

在地の縣官を經驗していること。(州縣の胥吏、州縣官などの末端官僚機構と土豪層との關連を豫想させる。)

縣官を退官して後、 その地に寄住している人物と交流があり、 時には對立關係にまで至るということ。 (前資寄住官と在地

土豪勢力との諸關係のうちに、在地社會構造における新しい情況を豫想させる。

定せざるを得ないほどの現實の土地所有關係の變化が進行していた。德宗建中元年(七八〇)の兩稅法の施行は、 中葉の安史の亂による田土の荒廢、 的な特殊性を無視することはできない。均田體制が制度上のたてまえと現實との乖離を當初より有していたとしても、 没歴史的に見られるものである。

唐代後半期において土豪層との

關連からこの問題をとらえるとき、 勢力擴大の過程は、 の逃棄田が不法に占有され私有化されてゆくのである。(※) なものではなくなり、買得や債利などの形式による兼倂行爲は一層促進されることになった。さらには、 するものであり、 よびそれと關係する有産戸を土戸、客戸の區別なく現住地において稅戶に編入する見居原則は、 化を容認したうえでの法制的再編成であった。すなわち、 まず第一點についてみてみよう。 田令に規定された諸々の土地所有制限は實質的に全く無意味なものとなった。ここに土地兼併行爲は非合法 端的には土地の兼併行爲に見ることができる。但し、兼倂行爲それ自體は强者の弱者に對する行爲として 逃亡戸の激増などによって、たてまえとしての制度的理念それ自體をも唐朝權力の側が否 在地での土着勢力たる所以は、まずその經濟的基盤である土地所有に求められよう。 兩稅法の原則の一つである戶對象・資產對應・均率賦課の原則、 均田法の理念を根本から否定 いうまでもなくその時代 一方において逃亡与 この現實の變 八世紀 お

其の月(寶應元年四月、七六二) 勅すらく、 云々。(唐會要卷八五逃戶) 百姓の田地、 このごろ多く殷富の家・官吏の吞倂を被る。 逃散する所以、 茲に由

ざるはなし。

とある如く、 唐代後半における社會變質の一考察 建中元年の兩税法施行をさかのぼること十八年の代宗寶應元年(七六二)において、すでに兼併とそれによる農民

味ある話である。

の流亡現象が顯在化しており、 「殷富之家」は着々と勢力を擴大しつつあった。太平廣記卷三三九「羅元則」はこの意味で興

自ら力むべし。乃ち安を偸み寢に甘んじ、妄りに妖辭を爲さんと欲するや」と。云々。 (3) 身已に死せり」と。(中略)歳餘にして其の父、田中に至りて收稻せしむ。卽ち之を固辭す。父怒りて曰く、 則これを熟思して曰く、「平生、ただ同縣の張明通の十畝の田を奪い、遂に業を失うに至らしむること有るのみ。其の人、 歷陽(和州) の羅元則、嘗て舟に乘りて廣陵(揚州) に往く。(中略) 鬼、愍然として謂う、「君嘗て人に負きしや否や」と。元 「田家まさに

うに記している。 長期の農民の姿をうかがうことができ、前掲の因話錄で見た沒落士人層と考えあわせるならば、その對照は强烈である。文苑 ある存在と、その兩者の姿をみることができる。とくに羅元則に對する父親の叱責の言中に土豪的存在にまでも上昇しうる成 英華卷八七〇、李騰の「徐襄州碑」には大中年間(八四七~五九)後半の襄陽を中心とした山南東道節度使管下のようすを次のよ 僅か十畝の田を所有するにすぎない貧農と、他方ではそれを兼併することによって、自作農から富裕な農民へと發展しつつ

延及し、例として放免なし。云々。(窓) の債負は停むるを許されず、補累攤徴されるに至り、加あるも減なし。遂に家をして積欠を傳えしめ、戸率催足、子孫に 其の三に曰く、軍人百姓の窮困する者、多く狀を投じて陳論すらく、從前の債利に苦しむと。蓋し以うに、數十邑の公私

が生じることは自明である。一般農民がこのようにして賣却したり質入れした田業居宅を入手しうるのは、 るまでには至っていない周邊戸に割り當てられることがごく普通に行なわれる。したがって、公への滯納賦稅は必然的に過重 前から慢性的に繼續しているのである。逃亡して現に同じ鄕村にいない戸に對しても依然として課税され、その稅額が流亡す 長年にわたって累積した公私の負債に苦しみながら、やがては土地を棄てて流亡せざるを得ないような社會情況が久しい以 嚴しい督促に對して、あらゆる所有物を抵當に借金して納稅すれば、それによって私の負債が增大するという惡循環 在地の富農層であ

たは質入れした相手、ないし在地の有力富農層の下に佃戸的存在として隸屬するか、それ以外に生計を立てる望みはありえな ることは、十分に考えられることである。 公私の負債にせめられる一般農民は所有地を放棄して流亡するか、 あるいは賣却ま

廬江は劇部たり。 號して理め難しと爲す。强家が田を占め、窶人は告ぐるなし。 (權載之文集卷二三「羅公墓誌銘」)

い。

とは、土豪層による貧農層の吸收を意味するものにほかならず、 これは廬州刺史羅珦の廬州での事迹をのべた一部で、 德宗朝中期(八世紀末)の頃のことである。 (8) 貧農の隸屬化は進行している。このような情況のより具體的 强家による窶家の所有地兼併

廬州の營田吏施汴、嘗て勢いを恃みて民田數十頃を奪う。其の主は退きて其の耕夫と爲り、自ら理すること能わず。

な姿は次の資料に見ることができる。

農民の田土を强奪兼倂しているのであり、 前揭 た多數の農民がそこには存在している事實である。さらに新唐書卷一七七、李匑傳に、 「羅公墓誌銘」での强家は、ここでは營田の吏という胥吏の肩書きをもつ人物として登場し、 注目すべきことは「其主退爲其耕夫、不能自理」とあるごとく、 數十頃にも及ぶ廣大な一 まさしく隸屬化し

般

豪は賤く田屋を市い、 (李) 逢吉、更に表して (李翔を) 廬州刺史と爲す。時に州は早にして、遂に疫あり。 厚利を牟ぼる。 而して窶戸なお賦を輸す。云々。 (3) 逋捐、 路に係り、亡籍せる口四萬。 權

とあり、 四半世紀後の同じく廬州の情況が述べられているが、土豪層の在地支配により一層の進展が見られる。

いる。その第六條「兼丼の家の私飲は公税より重きを論ず」の一部を以下に引用すると、 唐代後半期のかくの如き情況は、 陸贄の兩税法の弊害を述べた「賦税を均節にして百姓を恤む六條」に最も簡明に示されて

貧者は足を容るるの居なし。 制度は弛紊し、 疆理は隳壌す。 强豪に依託して以て私屬と爲り、其の種食を貸り、 人の相吞するを恣ままにし、復た畔限なし。富者は地を兼ぬること數萬畝なる 其の田廬を賃す。 終年勞に服して日

唐代後半における社會變質の一考察

財貨、安んぞ壅がらざるを得んや。(下略)(陸宣公翰苑集卷二二)(31) 私は其の十を取る。穡人、安んぞ食を足らすを得んや。公廩、安んぞ廣儲を得んや。風俗、安んぞ貪ぼらざるを得んや。 れ以うに、土地は王者の有する所、耕稼は農夫の爲す所なり。而るに兼幷の徒は居然として利を受く。官は其の一を取り、 なわち斯に至る。厚歛促徴、皆公賦より甚し。今、京畿の內、每田一畝に官稅五升、而るに私家の收租、殆んど畝ごとに として休息することなし。罄しく假る所を輸すも、常に充たざるを患う。田有るの家は坐して租稅を食い、 一石に至る者あり。是れ官税に二十倍するなり。降りて中等に及ぶも、租なお之に半ばす。是れ官稅に十倍するなり。 貧富の懸絶す

くのである。李德裕が浙西觀察使であつた穆宗長慶二年(八三三)から文宗太和三年(八二九)までの間の浙西について、次の記 般的な情況であったことは明らかであろう。さらに時代を下って唐末に近づくならば、このような情況はより一層進展してゆ 載が見える。 兼倂とそれによる隸屬化の現象は前揭の廬州についての二、三の資料で見たように、單に一地方的なものではなく、廣く一

る。本來の所有地を核にしてその周邊へと擴大してゆく兼倂行爲について當時の詩のなかから一例をひろってみよう。 千頃にも及ぶ廣大な面積の肥沃な水田が寡占有され、土豪層による兼倂行爲と直接耕作者の隸屬化が露骨な形で進行してい 郡に渚田千頃あり。蓋し上腴なり。これより先、畝種の人、盡く兼幷の家を主とす。(全唐文卷七三一賈錬「贊皇公李德裕德政碑」)

多置莊田廣修宅。多く莊田を置し廣く宅を修む。

四隣買盡猶嫌窄。四隣買い盡しなお窄きを嫌う。

雕墻峻宇無歇時。 墻を雕み字を峻くすること歇む時なし。

幾日能爲宅中客。 幾の日か能く宅中の客とならん。

造作莊田獨未已。 莊田を造作することなお未だ已まず。

堂上哭聲身已死。堂上に哭聲して身は已に死す。

哭人盡是分錢人。哭する人は盡くこれ錢を分ちし人にして、 口哭元來心裏喜。 口に哭くもじつは心裏に喜ぶ。(雲溪友議卷一一)

ここにはたえず四隣へ自己擴大してゆこうとする典型的な兼倂行爲が如實に示されている。

\equiv 權力機構への接近

らぬつながりを有していたということであった。換言すれば、 した第二・第三點について考えてみたい。それは土豪が以前にその居住縣の官を經驗したことがあり、 前章では在地での土地所有關係において土豪的存在の成長する姿を考察した。本章では前揭太平廣記「孟簡」の條より抽出 土豪層が權力機構といかに主體的に關係してゆくかを考えてみ そして前任縣尉と淺か

「孟簡」と類似の例として次の記事がある。

崔立、 年の税租に充つるに足る。云々。(封氏聞見記卷九「除蠧」) 雒縣(令)と爲る。豪族陳氏あり。縣の錄事たり。家業殷富にして子弟また多し。 (中略) 其の資産を計るに、 當縣

とによって、 して縣衙の實務部門を徐々に私物化しつつ、自己利益の擴大擁護を圖っている。 この漢州雒縣の非常に富裕な、すなわち、 云36 逃せる者を擧げて、 祖庸使元載、江・淮は兵荒を經と雖も、 ر ان ان 在地に密着した自己の利害の侵害を防止しようとする。 其の大數を計りて之を徵す。豪吏を擇びて縣令と爲し、而して之を督せしむ。 縣の年間稅收入にも相當する資產を有する豪族陳氏は縣の錄事となっている。そ(%) 其の民は諸道に比べなお貲産有るを以て、乃ち籍を按じ八年の租調の違負及び逋 通鑑卷二二二、肅宗寶應元年(七六二)建寅月の條には 土豪層はまず在地の縣衙の下級官吏となるこ (中略) 之を白著と謂う。

胥吏的存在と化した土象層と見なしうるべきものであり、

それは 税外の横取、 すなわち白著の强行を記したこの文のうちに見える豪吏は、 里胥・鄕胥などと呼ばれるところの州縣の

且つ里胥なる者はみな鄕縣の豪吏にして、族系相依る。(唐語林卷一政事上)(88)

という記事に照應するであろう。白著强行の直後、永泰元年(七六五)七月には 百姓の、本貫の州縣官及び本貫の隣縣官に任ずるを許さず。(册府元龜卷六三〇銓選部條制二)(3)

の側の白著强行に加擔していることは、 的存在が縣令となっている事例も、 期においては、 成熟と無關係ではあり得ないであろう。 との禁令が出されている。このように土豪層が本貫地、及び隣接地で州縣官となることを早くも三年後に禁じていることは、 この傾向が少なからず進行していたことを物語っている。しかしながら、以上の資料に見るかぎり、 土豪層の權力機構への接近の仕方はまだ多分に非主體的、 權力の收奪の對象が土豪層をも含めた「百姓」であるにもかかわらず、特定の土豪が權力 一般の土豪層の利害においては敵對行爲であり、權力への强い寄生度も、 唐語林の前掲記事に續けて、 寄生的である。白著强行の際に豪吏と呼ばれる土豪 九世紀初頭以前のこの時 土豪層の未

悪を爲さず。 老にして狡黠なる者を杖殺すること一番、 其の後、 補署するに悉く年少なる者を用うれば、身を惜みて家を保ち、 敢えて

成の權力機構に自ら進出することによって、その對象外へ脫しようとする。唐朝の支配が地方鄕村への浸透度を後退させてゆ りではかれらは權力の側にとってはあくまでも收奪の對象としての「百姓」にしかすぎないのであり、 未成熟段階にあつたということである。 が鄕村においていまだ確固たる地盤を築き得ず、家父長に對する彈壓のみで、その一族の存在基盤が危うくなるというような めに保身に汲々とならざるを得ず、あえて反抗せずして、 とある文は、土豪を構成する一族の中心的存在、つまりその家父長を抹殺して若年者を用うれば、かれらは一族を維持するた 在地での土豪層が鄕村の如き地域共同體でその勢力をいかに伸張擴大しても、 かれらの統御が容易になるということを示している。 そのために土豪層は既 當時の土豪層 その限

な性格のものへと高めようとする必然的な方向であると言える。 く過程で、土豪層の權力機構への主體的な接近は、 かれらが地方鄕村社會で築き上げてきた支配を私的なものから、 より公的

小は葉のごとし。之を食うも味なし。冬に至りて、 河陽城の南、 百姓王氏の莊に小池あり。 池邊に巨柳敷株。開成末(九世紀中葉)、 其の家に官事あり。(酉陽雜爼卷四) 葉が池中に落ち、旋り化して魚となる。

大

れば、 妻の激勸を以て(科學合格を)得る者」の條に、 も必要條件となることはいうまでもないが、一般人民のなかでこの條件を滿たすものはまず土豪層であろう。唐摭言卷八「賢金) その一族から出たものと解せられよう。士人層と明確に區別された「百姓」のうちから官となるものが生れてくるという事實 この簡單な記事から、莊園所有者である「百姓」の官僚化をうかがうことができる。「官事あり」というのは科學合格者が 特に注目に値いする。官僚となるための試験、 とうてい合格の望みはなく、その勉學のための時間的、 すなわち科學に合格するためには幼時より難解な古典の勉學に專念しなけ 經濟的餘裕が科學に應じようとするものにとっては、

ぜらる。 復た何爲れぞ容さるるや」と。湛はその言に感じ、 たり。妻の族、ために賀宴を置す。皆官人、名士なり。伉は席の右に居る。一座盡く傾く。湛至る。後閣で飯せんことを命 彭伉と湛賁は俱に袁州宜春の人なり。伉の妻はすなわち湛の姨なり。伉が進士に擧げられ擢第せらるるに、 難色なし。其の妻は忿然としてこれを責めて曰く、「男子自ら勵むあたわずして、窘辱せらること此くの如し。 孜孜として業を學び、未だ數載ならずして、一擧にして登第す。云々。 (※) 湛はなお縣吏

とあり、同書卷八「鄕人に輕視されて得る者」の條には、

ぶも 成すこと五年にして、棠は始めて及第す。(4) 遵はなお胥徒に在り。 宣州涇縣の人なり。早くより擧業を修む。鄕人の汪遵なる者、幼くして小吏と爲る。棠の三十餘擧に應ずるにおよ 然るに、 善く歌詩を爲るも、深く晦密す。一旦、役を辭して貢に就く。 (中略)後、 遵が名を

とあるように、 縣吏や胥徒から科學合格者が出現していることは、 胥吏的存在の官僚化という現象面の背景に、 土豪層を中心

頃から明らかに見られる。

卷七六貢擧中進士の條

裏づけるものである。胥吏から科擧に應じて官僚となる傾向は唐末をまつまでもなく、すでに九世紀はじめの憲宗元和年間の とした「百姓」のうちの上層部の經濟力が上昇し、かれらが權力機構へ積極的な姿勢で進出しようとする意圖があったことを

曾て州府の小吏に任ぜられ、一事の淸流に合せざる者あらば、いささか辭藝ありと雖も、 元和二年(八〇七)十二月、勅すらく、今より已後、州府の送る所の進士、もし跡が疏狂に涉り、兼ねて禮教を虧き、 並びに申送するを得ず。 或は

現地で選拔任命する南選の制が行なわれていたが、選補使の派遣はしばしば中斷され、その間に胥吏の州縣官化は大いに進展(48) うな意見があった。 することになった。文宗開成四年(八三九)正月に嶺南五管及び黔中道の選補使は更に五年間停罷せよとの詔に對して、次のよ 胥吏的存在の合格者が多くいたことを示すものにほかならない。とりわけ、嶺南等の州縣官は四年に一度、選補使が派遣され、 州から中央禮部に送られる段階で、州縣の胥吏を含めて流外官の入流を嚴しく禁じている事實は、州試において

里人に授けらる。胥賈の賄を用いて本州の令・錄を假せられんことを求め、云々。(册府元龜卷六三一銓選部條制三)(4) 方の政をして其の人を得せしむれば、則ち一境の人、其の福を受く。いやしくも其の人に非ざれば、 則ち假攝の官は皆

さらに韓依が桂管觀察使であった開成初年頃のこととして

たまたま春服使至る。鄕に豪猾あり。厚く使者に進賄し、縣令と爲さんことを求む。(新唐書卷一八韓思復傳)(8)

とあり、そしてまた、この直後である武宗會昌五年(八四五)正月の赦文にも、 (中略) 縣佐率ね是れ諸曹の胥徒にして、年滿つれば則ち授けらる。(文苑英華卷四二九)(中略)

山劍湖嶺の間、

見える「胥賈」は新唐書の「豪猾」という表現と考えあわせるならば、その商人的性格をうかがわせはするものの、やはり土 という。これらの諸資料より、胥吏的存在から州縣官となってゆく傾向が明確に存在していることを知る。册府元龜引用中に

四 科擧制度と官僚化の志向

州縣段階で胥吏的存在が合格して、上級の禮部試への受験資格を得るものが多くなってゆく點に關して、 科學という官僚登

用のための選擧制度の面から、より具體的に考えてみたい。

文宗の太和元年(八二七)十月、中書門下は次の上奏をたてまった。

凡そ未だ出身あらず、未だ官あらざるもので、もし文學あらば、ただまさに禮部に於て擧に應ずべし。出身あり、官ある と稱する者、並びに科目の選に赴くあり。注擬の時に及びて、即ち妄りに資次を論ず。(唐會要卷七七)(80) もの、はじめて吏部に於て科目の選に赴くべし。近年以來、格文差誤し、多く白身及び散試官に用いられて、幷せて鄕貢

多いという選擧制度の紊亂を述べたものであるが、鄕貢と稱する者の出現は注目すべきである。 禮部試を經て、それに合格すれば與えられる資格である出身授官を有せずして、鄕貢の資格のみで直ちに吏部選に赴く者が

のが鄕貢である。唐摭言卷一、鄕貢の條には、 と稱して應學資格が與えられるのに對して、これら六學、學館によらずに州縣に直接出願し、 鄕貢とは、唐代科學に應じるために必要な資格の一つである。國子學以下の六學および弘文館等の中央の學館出身者を生徒 州縣の長官の推薦で中央に至る

すのみ。爾後、 有唐貞元已前、 膏粱の族は率ね學校を以て鄙事と爲す。 兩監の外、 また頗る郡府の學生を重んず。然れども、その時、また郷里の升す所に由りて直ちに監生に補 郷貢の若きは、蓋し名を假りて貢に就くのみ。

なる名目的な資格に墮してしまっていることが述べられている。 という。貞元(七八五~八〇四)以後になると、鄕貢というものは、 かくして禮部の試を經て正式に出身授官の肩書を得るのでは いわゆる「膏粱之族」が科擧に應じるための手段として、單

唐代後半における社會變質の一考察

東

る。 なく、 州縣段階での試驗合格者である鄕貢進士、 郷貢明經等の肩書のみで官僚、 とくに州縣の官となる傾向が著しくなってく

會昌五年(八四五)正月の南郊赦文にいう。

近日、 南兩浙宣鄂洪潭荆襄等の道、 諸道の官を奏すること、其の數至って廣し。惟に選部を侵すあるのみならず、實にまた頗る倖門を啓く。 並びに更に奏請あるを得ず。(文苑英華卷四二九) 淮

を示したものであり、いわゆる藩鎭による辟召である。 藩鎭が幕職官、 州縣官を自らの裁量で任命して、 中央政府の事後承認を求めることが一般的に行なわれていること

では辟召されるのはどのような人物であるのか。同じ會昌五年六月に出された勅には次のようにある。 且つ出身なくして何の名もて入仕するや。今より以後、更に此くの如きを許すを得ず。仍りて永く定例と爲せ。 諸道の奏する所の幕府及び州縣の官、近日、鄕貢進士の奏請多し。此の事すでに曾て釐革せり。まさに因循すべからず。 (唐會要卷

ち土豪層をその上層部とするいわゆる庶人層が大きく社會的勢力として擡頭して、特に藩鎭體制の强化に大きな役割を果たし の官僚貴族層、 會要にも見えるとおり、鄕貢進士等と稱する一群の禮部選の落第者たちであった。これら鄕貢進士等の進出の背景には、 官する以前の禮部試合格者が多いという風潮はあったが、數の上で壓倒的多數を占め、かつその實務部分に關與してゆくのは、(55) 等の資格で藩鎭體制內部に積極的に進出してゆくことになる。むろん、このような辟召に應じる者には吏部選を經て正式に任 官僚體制にとっても大きな脅威であった。そして、正規の選擧による官僚登用のルートから締め出された者たちが、鄕貢進士 による幕僚、 藩鎭による辟召のうちに、鄕貢進士と稱する者の存在が大きな割合を占めていることを知ることができる。このような藩鎭 、さらにはその支配地域の州縣の官の辟召は、選擧制度の切り崩しを意味するのみでなく、それに支えられた唐朝 すなわち士人層にとって代って、「膏粱之族」と呼ばれるような經濟的基盤をもった新たな社會階層、 すなわ

方へ寄住するという傾向にもとづくものであり、 もたらしたのは、 成長してきたことによる。 ては前代以來の門閥貴族層、 する目的のために、 僚貴族群の子弟にのみ門戸が開かれていたのに對し、後者は制度上ではあくまでも官品の有無に關係なく、有能な人才を採用 つつあることを認めねばならない。學館出身の生徒、及び鄕貢という二つの常時的な官僚採用ルートのうち、 必ずしも一般「百姓」が自由に應じることのできるものではなかった。現實に存在するこのような制約に大きな變化を 安史の亂を直接の契機として顯著となった士人層の沒落化傾向、 士人層に限らず一般に解放されていた。しかし、現實に科擧に應じることができるのは、 そして武周期の濫官政策の過程で新しく構成されてきた新興の官僚層等によってその大半は占め 同時に唐代後半期において經濟的、 つまり、 時間的餘裕をもつ廣汎な在地土豪勢力が かれらが本貫地から流離し、 唐代初期におい 前者は既成の官

洋州刺史趙匡の擧選議の中に列擧されている選人條例の一には次のようにいう。

試せられよ。本貫に歸せしむれば、弊を爲すこと更に深し。其れ諸色の擧選人は、並びに請うらくは、 兵興以來、士人多く鄕土を去る。旣に難を避くるに因って、所在に寄居す。必ず才能を網羅せんと欲すれば、 て狀を投じ試を請うを准されよ。(通典卷十七選擧五) 所在の寄莊住處に 隔年に必ず

る。 的になりつつあった。この現象は唐末に向ってますます顯著になってゆき、 り確實にかれら士人層を把握することが必要とされるほど、士人層の本貫地からの流離とそれにともなう他鄕での寄住が一般 よ困難となってゆかざるをえない。武宗會昌四年 (八四四) 十月の中書門下の奏に、 れた士人層をあえて本貫地に歸らせれば混亂が大きいとし、寄住現地の州縣から鄕貢に應じることを許すべきだというのであ 元和三年(八〇八)の皇甫湜の前掲「對賢良方正直言極諫策」にも全く同じ議論が見えている。 士人層の把握は唐朝權力にとっては官僚豫備軍の確保という意味において重大な問題であり、 本貫地を離れて復貫を望まぬ士人に對しては、その現住する他郷への土着を容認し、そうすることによって可能な限 唐朝權力の意圖する士人層の明確な把握はいよい 既成の官僚體制を維持する 趙匡の議論は、 本貫地を離

て保と爲さしめよ。 冠は則ち親姻故舊の久しく遊處を同じくするを以て、其れ江湖の士あらば、則ち封壌接近し、素より諳知する所の者を以 臣等商量すらく、今日以後、 りに在らず。(册府元龜卷六四一貫舉部條制三) て頗る非類に雜わるに緣り、 文學の科を設け、 如し孝弟の行を缺き、 以て髦俊を求む。臺閣の淸選、茲に繇らざるはなし。近ごろ實を覈すも鄕閭に在らず、 撃人は禮部に於て家狀を納めて後、望むらくは、前に依りて三人自ら相保せしめよ。 跋扈の地、情計交通する有るを致す。將に化源を澄まさんとすれば、 朋黨の勢に資し、 跡の邪徑に繇り、言の多端に涉る者あらば、並びに就試の限 明憲を擧ぐるに在り。 其れ衣

のは、 されたのである。このような情況に對して、 禮部に家狀を提出させるのは、州試段階ではもはやその選別が十分になされていないからにほかならない。それどころか、 住するものは太學に、地方の寄住者はそれぞれの現住する州縣の官學に所屬させようとするものであった。 の士人とは本貫地を離れて他地方に寄住している士人層を意味することは明らかである。また、 と見えている記載は、 人層識別のために、家狀の提出のみでは信用しがたいとして、その身分を證するに足る保證人を立てさせることまでもが論議 士人層と峻別されるべき庶人階層、とりわけ科學に應じて官僚化への道を志向している層が含まれていると考えられる。 權力の側にとっては好ましからざる存在である「非類」と士人層との雜居情況を述べたものである。こ いかなる對策がなされたかというと、翌會昌五年の赦で、 「非類」と表現されているも 科學志願者で首都に寄 士

應ゆる公卿百寮の子弟及び京畿內の土人の寄客して明經進士の業を修むる者は、 の外、寄居し及び土著の人の進士明經の業を修むる者は、 並びに名を所在の官學に隸せしめよ。 並びに名を太學に隸せしめよ。 (文苑英華卷四二九「會昌五年 其

正月三日南郊赦文」

なく科學の鄕頁コースを受験するための道が開かれ、 した士人層と庶人層の雜居狀態から考えれば十分にありうるものと考えられよう。制度上においては、 ここでいう「土人」、「土著人」のうちに 士人層以外の庶人層が含まれていると推察するのは、旣述してきたように、 官僚となることは可能であったにもかかわらず、 現實の選擧制度の運營 官品の有無にかかわり 寄住

うまでもなくいまだなく、その資格のみでは正規の官となることは不可能であった。それにもかかわらず、 するための、 ことを認め、 るといっても過言ではないであろう。それ故に士人層と庶人層との峻別がもはやこれまでのような判斷基準では不可能である で藩鎭の辟召に積極的に應じる者が多いということは、藩鎭體制の支配機構の整備强化を意味するだけでなく、 央禮部への推薦を得た段階で與えられるものである。したがって、禮部試合格者に與えられるいわゆる出身授官の肩書は、 のでもあった。鄕貢進士、鄕貢明經等は禮部試を受けるために必要な資格にすぎず、州縣の科學試驗に合格し、 見えるような藩鎭による鄕貢進士の辟召、そして幕職官、あるいは支配下の州縣官への任命という情勢に對處しようとするも 度を維持し、 を容認しつつ、 ことであった。 れた官僚登用制度のもとに王朝の一つの權威を保持してきた唐朝權力の基盤さえも崩壞の危機にさらされていたことを意味す においては、 そして官僚體制のうちに組み入れようとするものであった。このことは、 唐朝の意圖するところは、あくまでも既成の官僚貴族層による官僚體制の維持であり、 やむをえぬ妥協策が講じられたのである。 士人層以外の庶人層をも含めて、科學志願者を正規の鄕貢ルートによって自己の權力機構內部に組み入れようと かれらをも州縣の官學に入れて、縣→州→禮部という鄕貢による正規のルートを堅持することによって選舉制 しかし、 「土着人」がもはや從來の士人層以外の一般民を含むものとなった現實を前にして、そのような存在 同時に前掲會要の會昌五年六月の勅に 士人層の内から選拔する 郷貢進士等の資格 州縣長官の中 中央集權化さ

五 科擧應試の意味

うな主體的な意味をもっていたのか。本章ではこれらの點に論及してみたい。 般庶人層の科擧應試への志向がなぜこのように積極的なものとなってきたのか。 科學合格による官僚化がかれらにどのよ

前掲太平廣記一七二「孟簡」に見える土豪が、 前縣尉に對して在任中と退官後とでは異った態度をとっていること、(gi) また同

すなわち、自らが旣成の權威の翼下に入りこむことによって、 が、その支配を私的なものから公的なものへ高めようと志向するとき、このような權威を必要としたことがまず考えられよう。 れらは權力を背景とした官の權威をうかがわせるに十分である。庶人層、 書卷三八四「朱同」には、縣令の子息に對する里正の態度が、 る。會昌二年四月(八四二)二十三日の「上尊號赦文」に、 權力の側の收奪の對象である「百姓」の範疇から脱するのであ 縣令の死後にがらりと豹變したという話を載せていること、こ⁽⁶⁾ とりわけ在地の鄕村支配を强化しようとする土豪層

ず。此を以て富屋は皆、 天下の州縣の豪宿の家、 倖門に趨く。(文苑英華卷四二三) (68) 皆、名は倉場・鹽院に屬し、以て徭役を避く。或は條法に違犯する有るも、 州縣は敢えて追呼せ

なり、それによって合法的に差役等の諸收奪免除の特權を獲得しようとする傾向が一方にはあった。武宗會昌五年の正月三日 の「南郊赦文」はその具體的な姿をしのばせる記事を含むものである。 とあるように、 權力に寄生することも一つの傾向として廣く存在した方法であった。それとともに、より積極的に自らが官と

稱せざれ。其の差科色役は、並びに當處の百姓の流例と同じく處分せよ。(文苑英華四二九)(8) 前進士及び登科して名聞ある者にあらざれば、 自ら典賣し、以て戶籍を破る。ゆえに正稅の百姓は日ごとに減じ、 れ、便ち衣冠戸と稱す。 或は、本州の百姓子弟、 廣く資産を置し、税を輸すること全く輕く、 纔かに一官に霑うや、官の滿つる後に及び、隣州に移住し、兼ねて諸軍・諸使に於て職に假せら たとえ官に因りて職を罷め、 州縣の色役は漸く少なし。今より已後、 便ち諸色の差役を免がる。 別州に居りて寄住するも、 其の本郷の家業は、 また衣冠戸たりと 江淮の百姓は、

ていることを知る。 となる鄕貢進士等の資格しかもたないような科學落第者と重複する存在と見ることは十分に可能といわなければならない。 してその地に恐らくは田地を主とする新たな資産を買い入れ、 「百姓子弟」が州縣の下級官となり、退官するや、衣冠戸と稱して本貫地の資産を賣ったり質入れし、隣接する地に居を移 「百姓子弟」とは、もはや旣成の士人層でないことは明らかである。藩鎭の辟召に應じ、 かつ差役等の一般「百姓」に義務づけられた負擔を公然と避け 幕職官、 唐

特權は、 その辟召に應じることによって、州縣官となる道を開いていたのである。 擡頭は、 わち九世紀中葉においては、 朝權力が 未資格者である郷貢進士等によって侵害されてきたのである。 唐朝權力にとって、もはやいかんともしがたい社會的趨勢となっていた。藩鎭の存在は鄕貢進士等の資格のみでも、 「前進士及登科有名聞者」以外は衣冠戸と認めないとして、旣成士人層の把握に懸命に努力しても、この時期、すな〔68〕 差役免除の特權を有する衣冠戸を詐稱することによって、 唐朝權力が禮部試合格者に限定している徭役免除の 收奪を逃れようとする新興社會階層の

この情況は時代を下れば一層具體的に確認することができる。僖宗乾符二年(八七五)正月七日の「南郊赦文」に、 役を免じ、 所在の州縣、 免せらるるは、 いよ更に流亡せしむるを致す。(唐大詔令集卷七二) 其の餘はただ一身を庇するのみ。就中、 前資寄住にして、實に是れ衣冠たるを除くの外、 多く是れ豪富の家にして、貧下を苦しめるを致す。會昌中の勅に準じ、 江南の富人は多く一武官にして便ち一戸を庇せられ、 便ち各おの攝官の文牒及び軍職の賂遺をもって、 家に進士及第あらば、 貧者をしていよ はじめて差 科差を全

た「宮闕を復して後、 の餘(の雜科の及第者)は本人の差役のみを免除する」と記されている。さらに、同じ僖宗朝の楊夔は、 として「前進士及び登科して名聞ある者」と表現されているものが、 とあるのがそれである。 執政に上すの書」において、 會昌中の勅とあるのは、 前掲會昌五年正月の赦文を指すであろう。そこでは徭役免除の特權を有する より具體的に「進士及第者は(一門の)差役を免除し、そ 黄巢の亂平定直後に記し

ら庄田を置すのみならず、 進士及第は一 を忝くし、 州縣に僑寓する者、或は前資と稱し、或は衣冠と稱す。旣に是れ寄住するなれば、 便ち故地に住む。旣に「前に曾て州縣に守官たり」と云えば、須らく事體を存すべし。厭くなき輩は、 門の差徭を許免し、其の餘の雜科は、 抑も亦、 廣く物産を占む。云々。 (69) 一身を免ずるに止むるのみと有り。 (文苑英華卷六六九) 今 例として徭役なし。且つ、 僥倖の輩有り。 たまたま微官 唯に自 勅に

と述べている。 これは一讀すれば明らかなように、 前掲の會昌五年および乾符二年に見た差役忌避の情況と同じものである。

利用し、 役忌避をすることに對して、 これらの事實は、 士人層的存在へと變質している事實がはっきりと確認される現實があるからである。九世紀中葉以後においては、 士等の資格で州縣官となり、退官後にその地あるいは隣接する地に住みつき、官であったという旣成の事實、すなわち前資を せられる一般の「百姓」の上層階級は、衣冠戸すなわち士人層と判別することが困難なまでに成長し、 く情勢の顯在化に求められるが、このような把握の仕方すら、 士及第者等の科學合格者という範圍でしか把握し得なくなる原因の一つは、</br> えるように、 ような寄生的側面の强調による理解では、 さらには差役免除のある進士及第等の資格を詐稱して衣冠戸を自稱するということ、換言すれば、 科擧合格者は差役免除の特權をもつことが看過されているからである。科擧合格者以外の者が衣冠戸と稱して差 概して寄住者が權勢家に影占されて私的從屬關係を結び、 なぜにこのように頻繁に禁令が出されねばならなかったのか。富家等と表現される存在が鄕貢進 十分ではあるまい。 もはや現實的には實效あるものではなくなり、 なぜならば、ここに列擧して考察してきた三資料に共通して見 既成の人士層が本貫地を離れて各地に寄住してゆ 差役を逃れていたものと解釋されているが、 變貌しているのである。 一般の「百姓」 富豪、 が

六 士庶混同と新しい士人的タイプの析出

ゆく唐末への過程で、 掲太平廣記卷一七二「孟簡」より抽出した第三點とかかわるものである。 在地土豪層と士人層、 州縣官化した庶人層の寄住と在地との關係について考えてみたい。 唐朝權力による士人層把握が不可能になって すなわち、

北夢瑣言卷三に

という。その時期は李當が山南西道節度使であった懿宗咸通九年から十一年(八六八~七〇) の間のことである。(②) 唐の李當尚書が南梁に鎭せし日、 境内に多く朝士の莊產有り。 子孫が其の間に僑寓す。云々。 京畿と四川

する傾向を强めていた。ここに見た北夢瑣言の例は、京畿に近接する地域で、しかも中央官僚貴族層の子孫についてのもので する要衝である梁州興元府に移したこともあった。したがって、それらの時に扈從した多數の官僚貴族群がこの地に土地經營 あるが、そのような特定の地域、あるいは高級官僚に限定して考える必要はない。唐會要卷六八、刺史上には 中央官僚貴族の莊園が存在していた。李當が節度使となった九世紀中頃には、このような「朝士」の子孫たちはその地に土着 を行なったことは、 德宗が 朱泚の 亂に際して、 おいても比較的よく整備されていた。安史の鼠を避けて玄宗が四川に豪塵した時には最も西よりの大散關路を通過しているし、 ぶ駱谷路・褒斜路・庫谷路・子午谷路・大散關路の主要な五つの交通路は、すべてこの山南西道の地を經由しており、 十分に想像される。それにもまして、關中と近接する地理的條件によって、 奉天(陝西省乾縣)に置いた行在を、 短期間ではあるが、 山南西道の鎭所であり、駱谷路・褒斜路の合 多くの「朝士」、すなわち、

の刺史の鄧成への言葉のなかに次のような言が見える。 のがれるために、 の住んでいた州の刺史黃麟に出會う。刺史は今では地獄の判官となっている。連日のように繰返し加えられる地獄の責苦から 建の意圖をも見落してはならないであろう。太平廣記卷三八一「鄧成」の條に、鄧成という者が死んで地獄に至り、そこで彼 果し得ない」という政治の動向を無視することはできないが、同時に、本貫地を喪失した士人層の寄住地における經濟基盤再(2) 元和十四年にも全く同じ內容の禁令が出されているということは、その傾向の小さくないことを示している。この傾向につい(② とあり、 (完和)十二年(八一七)四月、 「當時、 に因りて、 刺史が轉任に際して、その地で一般農民の土地屋敷を買い入れる事實が存在していることを知る。さらに、二年後の 朋黨・冗官・淘汰等により官途は漸次狹隘化しつつあり、 便ち正額の兩稅を破除し、差科を出さず。今より已後、此の色は並びに勒して元額に依りて稅を輸せしめよ。(元) 現世の家族が功德を積んで自分を救うようにとの傳言を鄧成に託す。 勅すらく、 (中略)本任替を得たる後、遂に當處に於て百姓の莊園・舍宅を置す。或は替代の情弊 從って地方における中・下級官僚層はその志を容易に 鄧成は再生を許されたからである。

吾(黄鱶)先に官料をもって一莊子を置得せり。今、此をもって經佛を造れ。云々。 (&)

5 に 正直言極諫策」への「對」(皇甫持正集卷三)、そして會昌四年十月の中書門下の奏(册府元龜卷六四一)によってすでに見てきたよう(8) はともかくも、 明確な識別基準が失なわれてしまったこと、すなわち、庶人層から新たに士人的風貌をそなえた社會階層が形成されてきた 刺史がその俸給で莊園を買い入れたというこの話は、前揭會要で見た社會的情況を考慮するならば、 一般庶人層の積極的な科學への應試と、鄕貢進士など官僚出世コースから疎外された者の激增の事實、その結果、 士人層が本貫地から離れて客住土着化する傾向と同じ流れのなかで考えるべきものである。そのことと密接に關連しなが 九世紀以後の大きな社會の變動として注目されねばならない。 當時の地方官僚の寄住、土着化の姿を髣髴させるものである。趙匡による擧選議(通典卷一七)、(8) 地獄で云々ということ 皇甫湜 「賢良方

みたい。 このような士人的風貌を身につけ、 しかも鄕貢進士等で州縣官となり、新しい土地に寄住してゆく存在を、もう少し考えて

り」と。すなわち、 又かつて謂えり。「事を省くは官を省くにしかず。官を省くは吏を省くにしかず。能く冗官を簡にするは、 郡縣の吏凡そ二千餘員を罷めんことを請う。衣冠の去る者皆怨む。(新唐書卷一八〇李德裕傳郡縣の吏凡そ二千餘員を罷めんことを請う。衣冠の去る者皆怨む。(新唐書卷一八〇李德裕傳 誠に治の本な

を有った庶人層が多くを占めていると考えてよかろう。士庶の嚴密な區別は認めがたい情況になっているのである。 戸のうちには士人以外のものを含むと考えねばならない。このうちには、州縣の胥吏・佐史となり、さらに科學官僚への志向 れとともに看過できないのは、官と明確に區別された州縣の吏と、衣冠戸と稱する者とが重複している事實である。この衣冠 の背景には、 これは州縣吏の整理に際して、衣冠戸で職を追われるものの怨望をかったことを記したものである。李德裕のこの減官政策 當時の政界での派閥抗争、 いわゆる「牛李の黨爭」があることは、まず確認しておかねばならない。

在地土豪層の、 旣述のように、士人層の移住と土着化が地方社會にもたらした文化的向上、その直接の擔い手である庶人上層部、 の項には非常に教養豐かな士人的風貌を思わせる小吏が見えているし、同書卷十にも、 經濟力を背景とした古典教養の習得はかれらの科擧受験のための條件を滿たすものであった。 唐摭言卷五「

長ず。云々。 羅鄴は餘杭の人なり。 家は財に富む。 父は則ち鹽鐵の小吏たり。子二人有り。俱に文學を以て干進す。 鄴は尤も七言詩に

民」にも次のように見える。 とあるように、豪富の家で鹽鐵使の胥吏の子息が完全に士人的才能を有していたのである。 また、 太平廣記卷四〇一「宜春郡

て堂に升る。 好みて善く書を積む。 宜春郡の民の章乙、 江西郡內、 其の家は孝義を以て聞こゆ。數世分異せず。諸從同爨す。 (中略) 其の家、 富盛なること比ぶる無し。 今に至るまで巨富。群從子弟婦女、共に五百餘口。每日三たび食に就き、 居る所の別墅に亭屋水竹あり。 諸子弟は皆 鼓を聲し

うのであるから、 强調されており、ここにも士人的風貌をそなえた庶人層の一例を見ることができる。 莊園を經營する「民」一族の生活を描寫したものであるが、土豪的存在であることは明白であろう。一族共に五百餘人とい 當然廣大な土地經營を行なっていると思われる。そして、その生活描寫において、教養を積んでいることが

建立にかかる「新修曲阜縣文宣王廟の記」にはその撰者の肩書を次のように記している。 ゆくのは、 ての郷貢進士等の資格をしか有さない者たちが、 力機構內に吸收する必要に迫られていたからにほかならない。旣成の官僚化コースには絶對にのり得ない疎外された存在とし できなかった。それにもかかわらず、このような存在が急激に增加してきたのは、藩鎭勢力がそのような存在をすら自己の權 できても、そこでの合格は非常に困難であった。したがって、かれらは、鄕貢進士などと稱せられる中途半端な肩書しか享受 的は禮部試合格者に與えられる徭役免除の特權を得んがためである。しかしながら、州縣の推擧を得て禮部試に應じることが かれらは州縣の胥吏、あるいは使職、 いわば當然のなりゆきであった。そして、その配下の幕職官、州縣官に進出してゆくのである。 威通十一年(八七〇) 藩鎭配下の胥吏になるにとどまらず、科擧による正規の官僚化を志向する。 唐朝權力に對して反體制的存在である藩鎭の辟召に、 むしろ積極的に應じて

攝鄆・曹・濮等州館驛巡官鄕貢進士賈防。(金石萃編卷二一七)(%)

よう。 は「微官となると、その任官地に住みつき、前資を利用し、さらには莊田を買い、廣く物産を占」めるものにほかならない。 かれらは鄕村に密着して自成的發展をとげてきた在地土豪層とは異質な、新しい地主的形態を形成するものということができ は衣冠戸と詐稱して差役をのがれ、本貫地の家産を賣却したり質入れして、任官地においてさかんに資産を買こみ」、 あるい 化して土地經營に專念し、その地の鄕村內部に對する影響力を强めてゆく。それは「百姓子弟で微官となると、 るいは進士及第などの資格を詐稱することによって差役免除の特權を利用しつつ、その州縣、または隣接する州縣に寄住土着 鄕貢進士の資格で幕職官となっている具體的な一例である。このように、 かれらは退官後にその前資を最大限に活用し、

しい地主層とでもいうべき存在の鄕村での實態の一端をうかがうことができる。まずその序には 金石續編卷十一に收める「藥師像讚 幷序」の末尾にこの碑の建立關係者の姓名を載せているが、 それによってこのような新

とあって、建立の由來を記し、次いで建立關係者の姓名をあげている。

火宅の難を思い、依寄する無きを想い、

遂に郷人を説諭し、

云々。

(郭) 崧等、

奉釋教演化維那郭崧。

虔奉聖旨結邑供養者貳拾有壹人。內五人寄庄河內。 處士韋敬 路虔 李德 前滑州白馬縣主簿張潘 鄉貢明經郭崧。

郭宏慶 張實 李文素 已上三人住複背村。

宋惟雅 呉雅 彭宗禮 楊緒 楊文亮 李君和 已上六人住期城村。

序に見える「崧等」とは、 董師諫 供養人二十一人中の最初に名をつらねているところの、懷州河内縣に寄莊している五人であり、

かれらがいわゆる新しい地主的存在と見なし得る者たちである。すなわち、その一人は前の滑州白馬縣の主

寄莊である以上、

るだけの古典的教養を身につけているのである。 を漸次强めてゆく。 た金を資本にして新たに土地を買いあさり、その經營を通してそれら寄住した地域共同體に外部から介入し、 資を呼號し、衣冠戸と稱して收奪を最少限にくいとめつつ、任官地ないしはその隣接地において、本貫地の家財を賣却して得 ながらも、すでに異質のものに變化している。彼等は鄕貫進士等の資格のみで州縣官となり、 する旣成の士人層ではない。かつ、在地に密着しながら鄕村內部から自成的に成長してきた土豪的存在とその出自を同じくし このような士人的な性格をもつ新しい社會階層は、 村にまたがる地域共同體の代表者と目される人物を指導しながら、 禮部試落第者である。他の三人は不明であるが、これら五人が寄住地である河内縣の鄕村の民を説諭して、 「南郊赦文」)とあるのにまさしく相當するものであり、 退官して接近する當縣に寄莊している事實は、(gy) しかも、 彼等は科學の鄕貢方式による州縣段階での試驗には合格して、 科學官僚とは絶對になり得ない點において、まず唐朝權力の把握しようと もう一人は郷貢明經の肩書をもつ人物で、 「或本州百姓子弟、 この碑を建立したのである。 纔霑一官 及官滿後、 鄉貢進士、 官たりし既成事實を强調して前 庶人層から折出されてきた、 くり返し述べるまでもなく 移住隣州云々」(95) 郷貢明經等の資格を得 以下の十六人の數 そこでの影響力 (前揭會昌五年

新し 唐代後半期、とりわけ九世紀半ば以後から唐末に至る過程の社會階層の著しい流動化のうちから形成されてくるこのような い形態の地主的性格をおびた存在は、 いわゆる「唐宋の變革」に一つの展望を與えるものではなかろうか。

Ī

- (1) 鄰保制度に關しては、「四家爲鄰、五鄰爲保」(舊唐書職官志)、「唐五代の村落生活」(『岡山大學法文學部紀要』五 一九五六)「唐五代の村落生活」(『岡山大學法文學部紀要』五 一九五六)に整理して紹介されている。
- 百家爲里、五里爲鄕、兩京及州縣之郭內、分爲坊、郊外爲村、里及

唐代後半における社會變質の一考察

2

功、皆有正以司督察。

- 曆記念東洋史論叢』所收 一九六四)參照。(4) 中村治兵衞「唐代の郷―元和郡縣圖志よりみた―」(『鈴木俊教授還て」(『支那經濟史考證上』所收 一九二九)參照。(3) 加藤繁「唐宋時代の莊園の組織並びに其の聚落としての發達に就き
- (5) 通典卷三食貨三鄕黨。

當里無人、聽於比鄰里簡用。其村正取白丁充。無人處里正等並通取諸里正。縣司選勳官六品以下、白丁淸平强幹者充。其次爲坊正。若

十八以上中男殘疾等充。

- (6) 通典卷三三職官一五鄕官。
- 至十五年省。年平謹者、縣補之。亦曰父老。貞觀九年、每鄕置長一人・佐二人。年平謹者、縣補之。亦曰父老。貞觀九年、每鄕置長一人・佐二人。以耆大唐凡百戶爲一里。里置正一人。五里爲一鄕。鄕置耆老一人。以耆
- (7) 新唐書卷五一食貨志一。

· 「頂焉。 「東一造計帳。三年一造戸籍。縣以籍成于州、州成于省、戸部總 「東一歳一造計帳。三年一造戸籍。縣以籍成于州、州成于省、戸部總

9

8

六典卷三戶部尚書。

- 它州縣大抵類此。(李渤)上言。渭南長源鄉戶四百。今纔四十。闉鄕戶三千。而今千。(李渤)上言。渭南長源鄕戶四百。今纔四十。闉鄕戶三千。而今千。新唐書卷一一八李渤傳。
- (卷二四一、元和十四年八月戊辰の條)。 資治通鑑はこの李渤の上言を元和十四年(八一九)に掲げている。
- (10) 前揭中村論文參照。
- 宰。縣宰下於鄕吏。鄕吏傳於村胥。然後至於人焉。蓋以。君之命行於左右。左右頒於方鎭。方鎭布于州牧。州牧達于縣五氏長慶集卷四十六「策林二」內「人之困窮由君主之奢欲」。
- (12) 樊川文集卷十三「與汴州從事書」。

更能用情。云*。
更能用情。云*。

(13) 白氏長慶集卷五十九「錢塘湖石記」。

- 苗無所及也。云*。若微早。百姓請水。須令經州陳狀。刺史自便押帖所由。即日與水。即以,百姓請水。須令經州陳狀。刺史自便押帖所由。即日與水。
- (15) 制度的には郷の者老(父老)は貞觀九年より十五年の間にしか存在しないかのようであるが(注(6)參照)、隋の開皇九年に設けられた郷正の制度(隋書卷二高祖本紀下)が唐初に繼承されていた形跡がある(舊唐書卷六五高士廉傅に見える蜀人の朱桃椎を郷正にしよがある(舊唐書卷六五高士廉傅に見える蜀人の朱桃椎を郷正にしよがあれ、制度的中紀の間も者老的存在が郷村内部で果たしていたある種し、制度的中紀の間も者老的存在が郷村内部で果たしていたある種し、制度的中紀の間も者老的存在が郷村内部で果たしていたある種の役割は、一貫して繼續していたものと考えられる。この點については礪波護「唐末五代の變革と官僚制」(『歷史教育』十二一五 一九六四)參照。
- しておく。 耆老的存在のある種の役割とは倫理的性格が强いということを附記
- (16) 唐國史補卷上。

金石萃編卷九八元結墓碑には、元結。天寶之亂。自汝墳大率鄰里。南投襄漢。保全者千餘家。

家としている。とあり、安史の鷽を避けて南に移住する際に統率した戸敷を二百餘とあり、安史の鷽を避けて南に移住する際に統率した戸敷を二百餘の及羯胡首鷽。逃難于猗玗里洞。因招集鄰里二百餘家。奔襄陽。

- 長育其才志。自鄕升之縣。自縣升之州。自州升之禮部。至4。 未歸者一皆復貫。願留者則令着籍。置鄕校縣學州庠。以敎訓其子弟。乾元以還。版籍斯壞。而所在游寄。莫知所從。伏請。勅天下人士。(7) 皇甫持正文集卷三「對賢良方正直言極諫策」。
- (18) 太平廣記卷三六九「元無有」。

時兵荒後。人戶多逃。遂入路旁空莊。云木。寶應中。有元無有。常以仲春末。獨行維揚郊野。值日晚。風雨大至。

(19) 因話錄卷四。

至賈及書籍古畫。至太。 在賈及書籍古畫。至太。 至賈及書籍古畫。至太。 至賈母。李貴曰。郎君未官家貧。產業從賣。何 本公(巽)有故人子弟來投。落拓不事。李公遍問舊時別墅及家童有

後事」に作るが、江西の誤りである。
〇五)であるから(吳廷燮『歷代方鎭年表』)、この間に比定できる。
公五)であるから(吳廷燮『歷代方鎭年表』)、この間に比定できる。
巽が江西觀察使であったのは、貞元十三年(七九七)~永貞元年(八 宝れは周愿が江西鹽鐵留後となって江西に至った時の話である。李

(20) 太平廣記卷一七二「孟簡」。

夢一婦人。顏色慘沮。若有所訴者。捧一石硯以獻。獨孤公受之。意 怒。當時令人齋枷鎖追。包君繼到。妻尙未殮。方欲待事畢。至州論 包某倚恃前資。領妻至莊。羅織攪擾。以索錢物。不勝寃憤。李公大 殞。包君聊獲餘命。及却廻。土豪乃疾棹到州。見李公訴之云。縣尉 候包君到。靸履柱毱杖。領徒而出。包未及語。詬罵叫呼。遂令拽之 甚。包君船亦到。先登岸。具衫笏。將祈之。其人已潛伏童僕十餘。 船攜往。僅百餘里。逾宿方達。其土豪已知。唯恐其毒事露。憤怒頗 能解之。 此家養蠱。前後殺人已多矣。包君曰。爲之奈何。曰。養此毒者。皆 曰。此狀中蠱。及問所從來。乃因土豪獻果。妻偶食之。遂得茲病。 每有新味及果實。必送包君。忽妻心腹病。暴至困惙。有人視者。皆 諸暨縣尉包君者。秩滿。居于縣界。與一土豪百姓來往。其家甚富。 故刑部李尚書遜爲浙東觀察使。性仁衉。撫育百姓。抑挫冠冕。有前 忽使急到。遂被荷枷鏁身領去。其日。觀察判官獨孤公臥於廳中睡次 驗其病狀。以頭捽地。備極恥辱。妻素羸疾。兼有娠。至船而 以毬杖擊之數十。不勝其困。又令村婦二十餘人。就船拽包君 今少府速將夫人詣彼求乞。不然。即無計矣。包君乃當時雇 及覺因言於同院。皆異之。逡巡。包君到。李公令獨孤卽推

審唐書卷一五五李遜傳に、
 審唐書卷一五五李遜傳に、
 審唐書卷一五五李遜傳に、
 審唐書卷一五五李遜傳に、
 審唐書卷一五五李遜傳に、
 審唐書卷一五五李遜傳に、
 審店書卷一五五李遜傳に、
 審店書卷一五五李遜傳に、
 審店書卷一五五李遜傳に、
 審店書卷一五五李遜傳に、
 審店書卷一五五李遜傳に、
 審店書卷一五五李遜傳に、

中。云水。(元和初)遷越州刺史兼御史大夫・浙東都團練觀察使。(中略)遜(元和初)遷越州刺史兼御史大夫・浙東都團練觀察使。(中略)遜

同書卷一六三孟簡傳に、

九六六)等で所謂「土豪」の代表例として引用されている。 五七)、伊藤正彦「唐代後半期の土豪について」(『史潮』九七 一九康全泰・裘甫の叛亂を中心として―」(『史學雜誌』六六―二 一九なお、この資料は松井秀一「唐代後半期の江淮について―江賊及び

- (2) 日野開三郎「兩稅法の基本的四原則」(『法制史研究』 一 一九
- 一九六五)参照。一九六五)参照。一九六五)参照。一九六五)参照。一九六五)参照。一九六五)参照。一九六五)参照。一九六五)参照。一九六五)参照。一九六五)参照。

東

(3) 唐會要卷八五逃戶。

科責。 所以逃散。莫不由茲。宜委縣令。切加禁止。若界內自有違犯。當倍所以逃散。莫不由茲。宜委縣令。切加禁止。若界內自有違犯。當倍其月(寶應元年四月)勅。百姓田地。比者多被殷富之家官吏吞倂。

(24) 太平廣記卷三三九「羅元則」。

- の話の間に置いている。 味をもたぬかも知れないが、廣記では大曆三年(七六八)と同五年、の記事の年代比定は、この種の資料の常として困難かつあまり意
- (25) 文苑英華卷八七〇李騰「徐襄州碑」。

足。延及子孫。例無放免。呂太。公私債負不許停。至于補累攤徵。有加無減。遂使家傳積欠。戶率催公私債負不許停。至于補累攤徵。有加無減。遂使家傳積欠。戶率催其三曰。軍人百姓窮困者。多投狀陳論。苦於從前債利。蓋以數十邑

新唐書卷一一八李渤傳の彼の上疏文、及び全唐文卷七一二李渤「請五六)と咸通元年(八六〇)の間である(吳廷燮『歷代方鎭年表』)。徐襄州、すなわち徐商が山南東道節度使であったのは、大中十年(八

26

(27) 權載之集卷二二「唐故太中大夫守太子賓客上柱國襄陽縣開國男賜紫寃渭南攤征逃戶賦稅疏」參照。

廬江劇部。號爲難理。强家占田。而窶人無告。云*。 金魚袋羅公墓誌銘丼序」

と同一內容を記しているが、豪家=强家による貧民の從屬化をより廬江之俗。不好學而酷信淫祀。豪家廣占田而不耕。云々。全唐文卷四七八楊憑「唐廬州刺史本州團練使羅珦德政碑」にも、

(8) 新唐書卷一九七循吏傳內羅珦傳には、具體的に見ることができる。

擢廬州刺史。民間病者。捨醫樂辭淫祀。珦下令止之。修學官。政敎

とあって、吳廷燮『歷代方鎭年表』によれば簡易。有芝草白雀。淮南節度使杜佑上治狀。

琬の廬州刺史であったのは少なくともこの間のことである。あったのは貞元六年(七九○)~十九年(八○三)の間であり、羅あったのは貞元六年(七九○)~十九年(八○三)の間であり、羅とあって、吳廷燮『歴代方鎭年表』によれば、杜佑の淮南節度使で

稽神錄卷四。

29

云*。 廬州營田吏施汴。嘗恃勢奪民田數十頃。其主退爲其耕夫。不能自理。

(30) 新唐書卷一七七李翔傳。

隱。收豪室稅萬二千緡。貧弱以安。權豪賤市田屋。牟厚利。而窶戶仍輸賦。翔下教。使以田占租。無得權豪賤市田屋。牟厚利。而窶戶仍輸賦。翔下教。使以田占租。無得(李)逢吉更表爲廬州刺史。時州旱。遂疫。逋捐係路。亡籍口四萬。

斂重於公稅」の條。
(31) 陸宣公翰苑集卷二二「均節賦稅恤百姓六條」內「其六論兼幷之家私元和十五年(八二○)以後、太和元年(八二七)以前の間である。

李翔が廬州刺史であったのは、舊唐書卷一六○の彼の傳によれば、

(上略) 今制度弛紊。疆理隳壞。恣人相吞。無復畔限。富者兼地數(上略) 今制度弛紊。疆理隳壞。恣人相吞。無復畔限。富者無容足之居。依託與豪。以爲私屬。貸其種食。賃其田廬。萬畝。貧者無容足之居。依託與豪。以爲私屬。貸其種食。賃其田廬。直稅五升。而私家收租。殆有畝至一石者。是二十倍於官稅也。降及中等。租猶半之。是十倍於官稅也。夫以土地王者之所有。耕稼農夫之所爲。而兼幷之徒。居然受利。官取其一。私取其十。稽人安得足之所爲。而兼幷之徒。居然受利。官取其一。私取其十。稽人安得足之所爲。而兼幷之徒。居然受利不貪。財貨安得不壅。氏太。

- (32) 全唐文卷七三一賈錬「贊皇公李德裕德政碑」。
- 庫全書總目提要卷一四○子部五○小說家類一)。 この詩は彼が一人(3) 雲溪友議の撰者范攄は唐末僖宗朝(九世紀後半)の頃の人である(四

郡有渚田千頃。蓋上腴也。先是畝種之人盡主兼幷之家。云々。

(34) 封氏聞見記卷九「除蠹」。

の僧から直接聞いたものである。

一年稅租。云*。 陳氏欲循故事。立逆呵之。絲毫不入。(中略)計其資產。足充當縣關漢風俗。縣官初臨。豪家必先饋餉。合丞以下皆與之平交。初至。崔立一作邱。爲雒縣。有豪族陳氏。爲縣錄事。家業殷富。子弟復多。

この話を開元二十二年~至德・乾元の間に比定できよう。 この話を開元二十二年~至徳・乾元の間に比定できよう。 この話を開元二十二年~至徳・乾元の間に比定できよう。 この話を開元二十二年~至徳・乾元の間に比定できよう。 この話を開元二十二年~至徳・乾元の間に比定できよう。 この話を開元二十二年~至徳・乾元の間に比定できよう。

- (35) 萬年、長安、河南、洛陽、奉天、太原、晉陽の各縣以外の縣の錄事
- 选者什取八九。謂之白著。云★。之有無、貲之高下。察民有粟帛者。發徒圍之。籍其所有而中分之。之有無、貲之高下。察民有粟帛者。發徒圍之。籍其所有而中分之。之有無、貲之高下。察民有粟帛者。發徒圍之。籍其所有而中分之。之有無、貲之高下。蔡民有粟帛者。發徒圍之。籍其所有而中分之。之有無、對之白著。云★。送者什取八九。謂之白著。云★。送者什取八九。謂之白著。云★。送者什取八九。謂之白著。云★。送者什取八九。謂之白著。云★。送者什取八九。謂之白著。云★。送者什取八九。謂之白著。云★。送者什取八九。謂之白著。云★。送者付取八九。謂之白著。云★。送者付取八九。謂之白著。云★。送者付取八九。謂之白者。云★。送者付取八九。謂之白者。云★。送者付取八九。謂之白者。云★。送者付取八九。謂之白者。爰未。送者付取八九。謂之自者。爰未。送者付取八九。謂之自者。爰未。送者付取八九。謂之自者。爰未。送者付取八九。謂之自者。爰未。送者付取八九。謂之自者。爰未。送者付取八九。謂之自者。爰未。送者付取八九。謂之自者。爰未。送者付取八九。謂之自者。爰未。送者付取八九。謂之自者。爰未。送者付取八九。送者付取八九。送者付取八九。送者付取八九。送者付取八九。送者付取八九。送者付取八九。送者付取八九。送者付取八九,送者付取八九。送者付取八九,</li
- 初、州縣取富人督漕輓。謂之船頭。主郵遞。謂之捉驛。稅外橫取。次のようにある。 と唐文卷六八四におさめられた陳諫「劉晏論」に
- 韓晉公鎭淛西地。(中略)且里胥者皆鄕縣豪吏。族系相依。杖殺一唐語林卷一政事上。

唐代後半における社會變質の一考察

38

州興元府に赴いた興元元年(七八四)の時のことである。 出東元府に赴いた興元元年(七八四)の時のことである。 なお、この記事は德宗が朱泚の鄺を避けるため梁韓滉が浙西に鎭したのは大曆十四年(七七九)から貞元三年(七八番老而狡黠者。其後補署悉用年少。惜身保全、不敢爲惡矣。云*。

- (39) 册府元龜卷六三○銓選部條制二。
- 不在此限。不許百姓任本貴州縣官及本貫隣縣官。京兆河南府永泰元年七月詔。不許百姓任本貴州縣官及本貫隣縣官。京兆河南府
- (40) 注(38)參照。
- 旋化爲魚。大小如葉。食之無味。至冬。其家有官事。河陽城南。百姓王氏莊有小池。池邊巨柳數株。開成末。葉落池中。(4) 酉陽雜爼卷四物革の條。
- 三四)参照。 三四)参照。 一九一三 一九
- (4) 同右書卷八「爲郷人輕視而得者」の條。
 (4) 南右書卷八「爲郷人輕視而得者」の條。

 「然中。妻族爲置賀宴。皆官人名士。优居席之右。一座盡傾。湛至。命飯於後閣。湛無難色。其妻忿然責之曰。男子不能自勵。窘辱如此。後何爲容。湛感其言。孜孜學業。未數歲一擧登第。

 「進士及第である(登科記考卷一二、卷一四)。

 進士及第である(登科記考卷一二、卷一四)。

(八七一)のそれぞれ進士及第である(登科記考卷二三)。

- <u>45</u> 唐會要卷七六頁擧中進士の條。
- 云水。 教。或曾任州府小吏。有一事不合清流者。雖薄有辭藝。並不得申送。 元和二年十二月勅。自今已後。州府所送進士。如跡涉疏狂。彙虧禮
- 46 通典卷一五選擧三。

御史一人監之。四歲一往。謂之南選 其黔中嶺南閩中郡縣之官。不由吏部。以京官五品以上一人充使就補

47 **册府元龜卷六三一銓選部條制三。**

皆授星人。至有胥賈用賄求假本州令錄。哀歛剝下。而又恣其喜怒。 久。令一方之政得其人。則一境之人受其福。苟非其人。則假攝之官。 年。議者以爲人遠地便。不足爲慮。曾不知舊制無遺於遠。人事可經 詔曰。兩道選補停罷。多時極爲利便。隔年舉奏。撓動遠情。宜更停 二十九日格。五年一集。至選前一年。南曹先牒五管等道。催索文解。 以報己私。自罷選補使。今藩方差官。杼軸之歎。南人益困。 又准太和五年三月十八日勅權停。令欲准格。簡舉排比。伏請裁下。 (開成)四年正月吏部奏。嶺南五管及黔中道選補。准元和十年九月

48 新唐書卷一一八韓思復傳。

依許之。既去。

召鄉豪。

責以撓法。

答其背。

以令部中。

自是蒙右畏 會春服使至。鄉有豪猾。厚進賄使者。求爲縣令。使者請 (韓) 佽。

二年(八三七)三月までの間である(『歴代方鎭年表』内、 韓依が桂管觀察使であつたのは、太和九年(八三五)九月から開成 年表卷七桂管の條)。 唐方鎭

- $\stackrel{\frown}{49}$ 文苑英華卷四二九「會昌五年正月三日南郊赦文」。 山劍湖嶺間。刺史多居周行散位。 日久而遷。縣佐率是諸曹胥
- 唐會要卷七七貢擧下科目雜錄。 太和元年十月。中書門下奏。凡未有出身未有官。如有文學。祇合於

50

年滿則授。云々。

資次。云*。 多有白身及用散試官幷稱鄉貢者。並赴科目選。 禮部應擧。有出身有官。方合於吏部赴科目選。 及注擬之時。 近年以來。格文差誤 即妄論

册府元龜卷六三一銓選部條制三、及び卷六四一貫舉部條制三に同じ。

 $\widehat{51}$ 通典卷一五選擧三。

數。到尚書省。始由戶部集閱。而關於考功課試。可者爲第。 其不在館學而擧者。謂之鄕質。舊令諸郡雖一二三人之限。而實無常

52 唐摭言卷一鄕貢の條。

文苑英華卷四二九「會昌五年正月三日南郊赦文」。 貢而已。云な。 補監生而已。爾後。膏粱之族。率以學校爲鄙事。若鄕貢。蓋假名就 有唐貞元已前。兩監之外。亦頗重郡府學生。然其時亦由鄕里所升直 向後。

- 53 淮南兩浙宣鄂洪潭荆襄等道。 近日。諸道奏官。其數至廣。非惟有侵選部。實亦頗啓倖門。 並不得更有奏請。云人。
- 64此事已曾釐革。不合因循。且無出身何名入仕。自今以後。不得更許 唐會要卷七九諸使雜錄下。 (會昌) 五年六月勅。諸道所奏幕府及州縣官。近日多鄕貢進士奏請

如此。仍永爲定例。

- 55 礪波護「中世貴族制の崩壞と辟召制―牛李の黨爭を手がかりに―」 (『東洋史研究』二一―三 一九六三)参照。
- 56 通典卷一五選擧三に、

とあつて、 今京師之人。不啻百萬。都計學者。不過五七千人。云、。 其進士大抵千人得第者百一二。明經倍之得第者十一二。 とあり、朱文公校昌黎先生文集卷三七「論今年權停擧選狀」には、 每年、いかに多數の禮部試落第者が生み出されるかがわ

57 通典卷一七選擧五選人條例。

年先試。令歸本貫。爲弊更深。其諸色擧選人。並請准所在寄莊住處 兵興以來。士人多去鄕土。旣因避難。所在寄居。必欲網羅才能。隔

投狀請試。云本。

- (58) 注(17)參照。
- 59) 册府元龜卷六四一貢擧部條制三。

(會昌四年)十月。中書門下奏。朝廷設文學之科。以求髦俊。臺閣清選。莫不絲茲。近緣覈實不在於鄉閭。趨名頗雜於非類。致有跋扈清選。莫不絲茲。近緣覈實不在於鄉閭。趨名頗雜於非類。致有跋扈清選。莫不絲茲。近緣覈實不在於鄉閭。趨名頗雜於非類。致有跋扈薦到勢。跡絲邪徑。言涉多端者。並不在就試之限。云*。 離會要卷七六貢擧中進士の條では「文宗開成元年二年三年。並高鍇黨之勢。跡絲邪徑。言涉多端者。並不在就試之限。云*。

「會事要卷七六貢擧中進士の條では「文宗開成元年二年三年。並高鍇黨之勢。跡絲邪徑。言涉多端者。並不在就試之限。云*。

「有別,中書門下奏。朝廷設文學之科。以求髦俊。臺閣書門下奏。云*。」とあり、年次は不明瞭である。今は册府元龜に從書門下奏。云*。」とあり、年次は不明瞭である。今は册府元龜に從書門下奏。云*。」とあり、年次は不明瞭である。今は册府元龜に從書門下奏。云*。」とあり、年次は不明瞭である。今は那府元龜に從書門下奏。云*。」とあり、年次は不明瞭である。今は那府元龜に從書門下奏。云*。」とあり、年次は不明瞭である。今は那方元龜に從書門下奏。云*。」とあり、年次は不明瞭である。今は那方元龜に從書門下表。云*。」

- (60) 文苑英華卷四二九「會昌五年正月三日南郊赦文」。 (60) 文苑英華卷四二九「會昌五年舉格節文」及び「兩監」の候にこの勅が簡略唐摭言卷一「會昌五年舉格節文」及び「兩監」の條にこの勅が簡略唐摭言卷一「會昌五年舉格節文」及び「兩監」の條にこの勅が簡略を形で見えている。「京畿內土人 寄客修明經進士業者。並隸名太學。
- (61) 太平廣記卷三八四「朱同」。
- 州縣豪宿之家。皆名屬倉場鹽院。以避徭役。或有違犯條法。州縣不度支鹽鐡戸部諸色所由。茶油鹽商人。準勅。例條発戶內差役。天下(3) 文苑英華卷四二三「會昌二年四月二十三日上尊號赦文」。

唐代後半における社會變質の一考察

虞爲難分。 敢追呼。以此富屋皆趨倖門。貧者偏當使役。其中亦有影庇。其 疑作

- (64) 文苑英華卷四二九「會昌五年正月三日南郊赦文」。 (64) 文苑英華卷四二九「會昌五年正月三日南郊赦文」。 (64) 文苑英華卷四二九「會昌五年正月三日南郊赦文」。
- (5) 唐國史補卷下「敍進士科舉」に「得第謂之前進士」とあり、日知錄(5) 唐國史補卷下「敍進士科舉」に「得第謂之前進士」とあり、日知錄(6) 唐國史補卷下「敍進士科舉」に「得第謂之前進士」とあり、日知錄
- 致使貧者轉更流亡。云々。 方免差役。其餘只庇一身。就中。江淮富人。多一武官。便庇一戶。 全冤科差。多是豪富之家。致苦貧下。準會昌中勅。家有進士及第。 所在州縣。除前資寄住實是衣冠之外。便各將攝官文牒及軍職賂遺。
- 館藏明鈔本によつて「前資」に改む。(67) 一般に流布する隆慶刊本文苑英華は「前賢」に作る。今、北平圖書
- (8) 周藤吉之「唐末五代の莊園制」(『中國土地制度史研究』所收)では「雜徭」と解されているが誤りである。「雜科」とは進士以外のは「雜徭」と解されているが誤りである。「雜科」とは進士以外のがならない。
- (70) 前揭周廢論文。

71

北夢瑣言卷三。

唐李當尚書鎭南梁日。 境內多有朝士莊產。子孫僑寓其間。云々。

- $\widehat{72}$ 『歷代方鎭年表』內、 唐方鎭年表卷四山南西道の條參照。
- 73 青山定雄『唐宋時代の交通と地誌地圖の研究』 (一九六三 吉川弘
- 文館) 一一頁—一四頁參照。
- $\widehat{74}$ 唐孫樵集卷四「興元新路記」參照。
- 76 75 同右書卷一二德宗本紀上。 舊唐書卷九玄宗本紀下天寶一五載の條。

……壬申。至梁州。 (興元元年) 二月丁卯。車駕幸梁州。……三月庚寅。 車駕次城固

 $\widehat{77}$ 唐會要卷六八刺史上。

任自上表聞奏。不須申報節度觀察使。 此色並勒依元額輸稅。 莊園舍宅。或因替代情弊。便破除正額兩稅。不出差科。自今已後。 (元和) 十二年四月勅。自今已後。刺史如有利病可言。皆不限時節 本任得替後。遂於當處置百姓

 $\widehat{78}$ 同右書卷八三租稅上。

今後有此色。幷勒依元額爲定。 於當處買百姓莊園舍宅。或因替代情弊。便破定正額兩稅。不出差科。 (元和) 十四年二月勅。 如聞諸道州府長吏等。或有本任得替後。 遂

- 79 前揭松井論文參照。
- 80 太平廣記卷三八一「鄧成」。

可傳語弟。努力爲造功德。令我得離此苦。然非我本物。雖功德。終 判官是刺史黃麟。 鄧成者。豫章人也。年二十餘。曾暴死。所由領至地獄。先過判官。 不得之。吾先將官料置得一莊子。今將此造經佛。卽當得之。云々。 (中略) 謂成曰。吾之受罪如是。其可忍也。汝歸。

- 81 注(57)參照。
- 82 注(17)參照。
- 83 注(59)參照。
- 金石萃編、續編に收められた墓誌銘その他種々の碑銘類のうち、 撰

者で郷貢進士、 明經の肩書をもつものの時代分布は次の通りである。

二四

- 開元年間
- 大曆年間 貞元年間
- 元和年間
- 寶曆年間 太和年間
- 開成年間
- 會昌年間
- 大中年間 四

九世紀以後に壓倒的に多く見えるのは、旁證となろう(但し、 威通年間

年間の一例は後に進士及第となっている)。 會昌

85 新唐書卷一八〇李德裕傳。

又嘗謂。省事不如省官。省官不如省吏。 罷郡縣吏凡二千餘員。衣冠去者皆怨。 能簡冗官。誠治本也。 乃請

月にかけている(卷三四七)。 通鑑では、この請は武宗會昌四年(八四四) 四月に、 實施を同年六

前揚礪波論文「中世貴族制の崩壞と辟召制―牛李の黨爭を手がかに

87 唐摭言卷五「切磋」。 86

而讀。必誤在我。非在爾也。因以釋文示之。善。日顧答爲器。 小吏因委曲言之。 婼敕略(反)爲妬敕晷(反)。方悟耳。公曰。不然。 我讀至此而數色沮耶。吏再拜言曰。緣某師授誤呼文字。今聞相公呼 吏。侍側。常有不懌之色。公怪問曰。爾常讀此書耶。曰然。胡爲聞 大居守李相讀春秋。誤呼叔孫婼薂略(豆)爲婼勑晷(叉)。日讀一卷。 公大慚媳。 命小吏受北面之禮。號爲一字師。 吾未之師也。自檢釋文

88 同右書卷十。

羅鄴。餘杭人也。 家富於財。父則爲鹽鐵小吏。有子二人。俱以文學

鄴才淸而緜緻。咸通中。催安潛侍郎廉問江西。志在弓旌。竟爲幕吏 干進。鄴、尤長七言詩。時宗人隱亦以律韻著稱。然隱才雄而麄疎。 所沮。旣而俯就督郵。因茲擧事。闌珊無成而卒。

ら、既成の士人層ではなく、新興の層と考えられる。 る。彼の出自は明確でなく、父親が鹽鐵使配下の胥吏ということか 羅鄴は唐末の詩人として有名。唐才子傳卷八にも同様の記事が見え

89 太平廣記卷四〇一「宜春郡民」。

唐末から五代の時期の話で、「今に至るまで云々」とは五代を指す。 女。共五百餘口。每日三就食。聲鼓而升堂。江西郡內。富盛無比。 亭屋水竹。諸子弟皆好善積書。(中略)其家至今巨富。群從子弟婦 宜春郡民章乙。其家以孝義聞。數世不分異。諸從同爨。所居別墅有 $\widehat{94}$ 90 91 93 92

- 通鑑卷二五七僖宗光啓三年十一月の條の胡三省注。 衙推各一人。同節度副使十人。館驛巡官四人。 唐制。節度使屬官有行軍司馬・副使・判官・支使・掌書記・巡官・
- 注(64)參照。
- 注(69)參照。
- この碑の所在地は割注に「在河南河内縣」とあり、序に「内五人寄 咸通二年 (八六一) の建立。
- 滑州と懷州とは、その間に衞州が介在するが、遠い距離ではない。 庄河内」とあるように、懐州河内縣である。
- 注(64)參照。

95